

一般社団法人光風会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人光風会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、美術工芸に関する研究及び調査を行い、芸術・文化の向上発展と普及とに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 美術工芸の研究及び調査並びに指導
- (2) 美術工芸に関する展覧会の開催
- (3) 美術工芸に関する講演会及び研究会並びに講習会の開催
- (4) 機関誌「光風だより」及び美術工芸に関する図書の刊行
- (5) 光風会館の維持経営
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行う。ただし、第4号及び第5号の事業は東京都において行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同する個人で、次に定める業績を有し理事会で承認された者
 - (イ) 光風会展において会友賞を受賞した者
 - (ロ) 光風会展に会友として5回以上出品した者
 - (ハ) 会友のうち正会員2名から推薦を受けた者
- (2) 会 友 この法人の事業に賛同する個人で、次に定める業績を有し理事会で承認された者
 - (イ) 光風会展の一般応募で受賞した者
 - (ロ) 光風会展に7回以上入選した者
 - (ハ) 正会員2名から推薦を受けた者
- (3) 名誉会員 この法人に対し特に功労のあった者のうちから、理事会の決議をもって推薦され被推薦人の承諾を得た者
- (4) 賛助会員 この法人の目的、事業に賛同し援助する者で理事会で承認された者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者(名誉会員を除く)は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 第5条第1項第1号正会員及び第2号会友は、会員になった時及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 正会員になろうとするものは、総会において別に定める入会金を納めなければならない。

3 第5条第1項第3号名誉会員及び第4号賛助会員については、総会において別に定める。

(任意退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) この法人の会員としての義務に反したとき
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条第1項及び第3項の支払義務を滞納したとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- (3) 総正会員が同意したとき

(会費の返還)

第11条 既納の会費は、原則として返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 事業計画及び予算についての事項
- (2) 事業報告及び決算についての事項
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) 定款の変更

- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として事業年度末日の翌日から3箇月以内に1回開催するほか、臨時総会を6月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項のほか、総正会員の議決権の10分の1以上から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求のあった日から1箇月以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、開催日の2週間前までに、総会の目的である事項、日時、場所を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第16条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び理事の2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

(会員への通知)

第20条 総会の議事の要項及び決議した事項は、会員に通知する。

第5章 役員及び職員

(役員 の 設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 14名以上20名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち6名以内を常務理事とする。
 - 4 第2項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。また、監事は、職員を兼ねることができない。

(理事 の 職務 及び 権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第24条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の業務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査する。
 - (2) 法令で定めるところにより監査報告を作成する。
 - (3) 業務及び財産の執行について不正の事実を発見したときは、理事会及び総会に報告する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の 任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(事務局及び職員)

第28条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び正職員は、理事会の承認をもって理事長が事務局長を指名し、正職員を任免する。
- 3 職員は、有給とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 顧問の選定
- (5) 名誉会員の推薦

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり当年12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会にて承認を受けなければならない。

これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会計基準に則り公正妥当な処理のもと、理事長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第39条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 細則

(細則)

第42条 この定款の細則は、理事会及び総会の決議を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の理事長、常務理事、理事、及び監事は、次のとおりとする。

| | |
|------|--------|
| 理事長 | 寺坂 公雄 |
| 常務理事 | 藤森 兼明 |
| 同 | 伊牟田 經正 |
| 同 | 金山 桂子 |
| 同 | 渡辺 晋 |
| 同 | 丹下 健三 |
| 理 事 | 池山 阿有 |
| 同 | 清水 優 |
| 同 | 杉山 吉伸 |
| 同 | 高橋規矩治郎 |
| 同 | 西山 松生 |
| 同 | 根岸 秀雄 |
| 同 | 根岸 右司 |
| 同 | 長谷川 侑 |
| 同 | 福島 隆壽 |
| 同 | 桂川 幸助 |
| 同 | 古庵千恵子 |
| 同 | 羽二生 隆 |
| 監 事 | 長井 功 |
| 同 | 町田 博文 |
| 同 | 佐藤 紀子 |

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(参考)

| | |
|-------------|-------------------|
| 社団法人光風会設立 | 昭和 29 年 2 月 2 日 |
| 変 更 | 昭和 31 年 10 月 11 日 |
| 変 更 | 昭和 45 年 4 月 10 日 |
| 変 更 | 昭和 57 年 9 月 8 日 |
| 変 更 | 平成 13 年 4 月 27 日 |
| 変 更 | 平成 20 年 3 月 24 日 |
| 一般社団法人光風会設立 | 平成 24 年 1 月 6 日 |
| 変 更 | 平成 24 年 6 月 17 日 |
| 変 更 | 令和 4 年 2 月 6 日 |